

令和3年度 第1回差別事象検討小委員会

日 時 令和3年7月27日(火) 午後1時～2時
場 所 とりぎん文化会館 2階 第3会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) 委員長の選任、委員長代理の指名について
- (2) 会議の公開、非公開について
- (3) 県内で発生している差別事象について
- (4) その他

4 その他

5 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会

差別事象検討小委員会

【委員】

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

氏名	所属・活動等	出欠
あらます まさのぶ 荒益 正信	前鳥取県人権教育アドバイザー	○
いけたに ちえ 池谷 千恵	鳥取看護大学、鳥取短期大学ヘルスサポートセンター 専任カウンセラー	○
きたむら ひでのり 北村 秀徳	公立鳥取環境大学、鳥取短期大学非常勤講師	○
なかい ひろし 中井 浩	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	×
まつだ ひろあき 松田 博明	大山町人権交流センター所長	○
やまもと まさき 山本 真輝	鳥取市民総合法律事務所 弁護士	○

6名：(50音順)

【事務局】

氏名	所属・職名	備考
小林 靖尚	人権局 局長	
宮田 晴江	人権局 人権・同和対策課長	
岸本 英夫	人権局 人権・同和対策課 人権相談担当 課長補佐	
長池 真由美	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
溝内 直子	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当 係長	
西垣 卓宏	教育委員会事務局 人権教育課 学校教育担当係長	

【差別事象検討小委員会の概要】

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として差別事象検討小委員会を設置している。

- 目的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- 位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会と位置づける。
- 委員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。
- その他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

○鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日
鳥取県条例第15号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下の平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題(以下「人権問題」という。)への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権教育及び人権啓発に関する事項
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関する事項
- (4) 相談支援体制に関する事項
- (5) 人権施策の推進に資する調査に関する事項
- (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関する事項
- (7) 人権問題における分野ごとの施策に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

- 第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為(インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。)をしてはならない。
- (1) 謹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
 - (2) いじめ又は虐待
 - (3) プライバシーの侵害
 - (4) 不当な差別的取扱い
- 2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。
- 3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。
- 4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

- 第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。
- 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。
- (1) 相談者への助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介
 - (3) 関係機関と連携した相談者の支援
 - (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援
- 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

- 第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
- 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

- 2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

附 則(令和3年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)

- 2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

平成 8 年 7 月 26 日
鳥取県規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成 8 年鳥取県条例第 15 号)第 10 条第 5 項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第 4 条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前 2 条の規定は、小委員会に準用する。

(意見の聴取)

第 5 条 協議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し専門的な知識を有する者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 14 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○鳥取県情報公開条例(抄)

第4章 情報公開の一層の推進

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を開くことにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成 12 年 3 月 31 日
鳥取県告示第 218 号

鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「公開条例」という。)第 37 条第 2 項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって 4 により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第 9 条第 2 項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が 3 の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に 3 の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3 の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該 3 の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

～ 以 下 略 ～

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定
総務部長通知
平成15年2月25日改正
総務部長通知
平成25年3月23日改正
未来づくり推進局長通知
平成25年11月18日改正
未来づくり推進局長通知
令和元年7月5日改正

1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」とは、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附属機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、（1）以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議をいい、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の（1）は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限られる。
- (3) 指針3の（2）は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわれることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等について

- (1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。
- (2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。
- (3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。
- (4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。
 - ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。
なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。
 - イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。
 - ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。
 - エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。
 - オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以 下 略 ～

報告の概要(令和3年7月報告分)

生徒による授業中の同和地区に関する発言

発生日時	令和3年2月2日(火)
発生場所	高等学校
内 容	<p>○授業中に生徒が同和地区に関する発言したもの。</p> <p>発言をした者：生徒A</p> <p>＜発言内容＞</p> <p>教員（授業者）が、江戸時代が循環型社会として優れたことを押さえるために、鑄掛屋・たが屋等のリサイクル関連の職業を板書していたところ、生徒Aが「被差別部落」と発言した。教員が「どういうこと？」と言うと、続けて「○○（同和地区）」と発言したため、「そういうことは言ったらいけん」と言って授業を継続した。</p>
対応概要	<p>＜発生後の対応＞</p> <p>※生徒A及び関係生徒と適宜面談を実施</p> <p>【2月 2日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職と人権教育担当者で今後の対応を協議 <p>【2月 5日(金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委（人権教育課）へ報告し、今後の対応について協議 <p>【2月 17日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委（人権教育課）が学校訪問し、本事案の聞取り及び今後の指導方針について協議 <p>【2月 24日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進委員会を実施し、近況報告及び指導方針を確認 <p>【3月 4日(木)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で本事案について全教職員に報告 ・当該クラスに本事案に関するLHRを実施 <p>【3月 30日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委（人権教育課）が学校訪問し、指導状況の確認と指導助言 <p>＜今後の取組＞</p> <p>○同和問題に係る学習の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題学習の見直しを行い、言葉が周囲に与える影響について考える学習を再構築する。 ・生徒同士の議論などを持つ時間を確保するため指導内容を焦点化する。 <p>○思いを語れるLHRとするための十分な時間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒同士の人間関係づくりを再度点検する。 ・差別の実態や差別解消の取組に学びながら自らの在り方生き方を考えられる人権教育LHRを実施する。 <p>○教職員の人権意識アップ、授業づくりのスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが教育活動の重要な要素であり、生徒の安心感や自尊感情を育むことにもなることを常に確認する。

「鳥取ループ講演会」について

県内企業が計画した同和問題をテーマとした講演会の講師として、「全国部落調査」復刻版出版事件や「部落探訪」と称してインターネット上に全国各地の被差別部落の写真・動画等を掲載するなどの差別行為を繰り返している鳥取ループ（別紙：参考参照）が登壇予定であった。

運動団体の講演会阻止活動及び新型コロナウイルス感染症の拡大のため企業の講演会は中止されたが、その後、鳥取ループにより同講演会がユーチューブで配信された。

1 鳥取ループ講演会

（1）当初予定されていた丸信商事文化講演会第32弾『鳥取ループ講演会』

⇒運動団体の講演会阻止活動と新型コロナのため中止

演目 鳥取市出身のジャーナリストがやさしく解説！「正しい」同和問題
 講師 鳥取ループ
 日時 2021年1月9日（土）13:30～15:30（講演90分・質疑30分）
 場所 ホテルニューオータニ鳥取
 主催 株式会社丸信商事
 入場料 無料（申込み不要、先着順）

（2）YouTubeで配信された『鳥取ループ講演会』（1）の中止を受けて実施

※演目、講師は同上

日時 2021年5月5日（水）13:30～15:30
 主催 鳥取ループ
 開催方法 YouTubeでライブ配信（※現在も録画が掲載中）

2 県の取組

＜実施済＞

- YouTube及びTwitterの管理者及び鳥取地方法務局への削除要請。
- 国へプロバイダ責任制限法の見直しなど法整備を含めた実効性のある救済制度の早急な確立について要望。

＜継続中・今後実施＞

- 鳥取ループが発信する情報による被害者からの申告や関係機関から通報があった場合、人権侵犯の事実の有無について鳥取地方法務局に調査を依頼し、措置（要請、説示、勧告等）を求める。
- 部落解放月間（7/10～8/9）中に実施する部落差別に係る研修の他に、解放同盟等の意見を踏まえ「部落差別に関する正しい知識等の啓発研修会」を緊急実施。

◇第1回

内容 インターネットにおける部落差別の問題～「全国部落調査」復刻版裁判から
 講師 「全国部落調査復刻版」裁判弁護団 山本志都 弁護士
 開催方法 研修動画を録画し、媒体により県内市町村、教育委員会等関係者に配付

◇第2回

実施時期 令和3年9月頃
 開催方法 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により判断
 内容 「部落問題って、なに？—部落差別は、今もあるの？」～差別の現実となぜ？どうしたらいいの？～※部落問題って何？今も差別はあるの？と素朴な疑問に答える感じで、「理解をする」ものに。また、部落問題が身近に感じられるものにすることがねらい。

- 「鳥取県将来ビジョン（※）」や「鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正」を踏まえて、今年度は企業等を対象とした人権研修・啓発等を実施予定。

8月：鳥取労働局と連携し、公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修実施

9月：鳥取県人権尊重の社会づくりセミナー

10月、2月：人権情報誌「ふらっと」を配布（約13,000事業所）

※県民・企業等の指針として「多様性を互いに認め、支えあう共生社会」が盛り込まれている。

3 これまでの経緯

R2. 12月18日	「鳥取ループ講演会」の開催情報を解放同盟関係者から入手 ⇒情報収集、鳥取地方法務局への連絡、解放同盟の方針確認、県の対応方針検討
12月23日	<p>部落解放同盟鳥取県連から県に対し、「鳥取ループ講演会」の中止の指導要請あり (同日、部落解放同盟鳥取県連から鳥取地方法務局にも中止の指導要請が行われ、主催者(丸信商事)には講演会中止の要請文が送付された)</p> <p>(要請文内容) 今回の講演は、部落差別をばらまき、部落差別の被害を生むおそれがある許されない内容である。 県内事業所がこのような差別をばらまき、差別の被害者を生むおそれのあるこの講演会を中止するよう、講演会主催者ならびに講師・鳥取ループに指導していただくことを要請する。</p> <p>⇒県の対応方針を説明し、協力して情報収集にあたることとする (県の対応方針) ○ネットモニタリングにより関連する情報等の監視を強化する ○鳥取ループが正当性を主張する「同和地区名の公表」は部落差別を助長する行為で「許されない」ことをなど、正しい情報の発信を強化する(ホームページ) ○鳥取ループが発信する情報や講演内容について「差別」に該当する旨の通報等があった場合は、鳥取法務局へ調査を依頼し、対応を求める</p>
12月28日	県から鳥取地方法務局に対応等について確認 <問合せ内容> ・当該講演の人権侵害性について ・法務省としての具体的な対応(事前及び当日の調査、事後の取扱い等)
〃	部落解放鳥取県共闘会議から県に対し、適切な対応を取るよう要請あり
12月29日	主催者(株式会社丸信商事)ウェブサイト及びFacebookページで「開催延期のお知らせ」を確認 (延期の理由は「新型コロナウイルスの感染拡大」とされており、新しい日程等が決まり次第、改めて案内するとの記載あり(※3月11日現在 新しい日程の案内はない))
R3. 1~2月	県外の運動団体から県に対して、主催者である丸信商事に講演会の中止の働きかけや指導を行うようにという要請書が送付される ※3月11日現在 県外29団体から要請 東京都 6、新潟県 3、愛知県 1、滋賀県 1、京都府 3、大阪府 2、兵庫県 9、熊本県 1、大分県 1、宮崎県 2
3月4日	鳥取地方法務局から県の問合せについて回答あり ・個別事案への回答はしないが、一般的の手続として申告や通報による調査や措置は行い得る
R3. 4月20日	<p>・鳥取ループがTwitterで「鳥取ループ講演会」で予定していた「鳥取県内の部落の歴史や同和行政」についての話を、ゴールデンウイークにYouTubeで配信すると発言している動画を発見 ・部落解放同盟鳥取県連合会と情報共有</p> <p><Twitterの内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会でやる予定だった内容をYouTubeでゴールデンウイークにやろうかなど、ぶっちゃけそのほうが見る人が多いと思う。 ・僕としては、若い人に見てほしい、これから社会を支える若い人、鳥取の中学生、高校生なんかがYouTubeで「鳥取・部落」と検索すれば、ありがたい講演ができる。そのありがたい講演の内容っていうのは、やっぱり鳥取県内の部落について。鳥取県内の部落の歴史や同和行政について、今までちゃんと話さなかつたんで、私が知っていることを話そうかな。 ・鳥取県で部落に興味を持った若い方がスマートフォンでYouTubeで「鳥取・部落」と検索したらバーンと出てくる状態にしたい。
4月21日	鳥取地方法務局と情報共有
4月22日	部落解放同盟中央本部西島書記長から法務省に本件に係る対応を要請
4月23日	鳥取だけの問題ではなく、全国的な問題として法務省に対応していただくよう鳥取地方法務局に依頼
4月27日	鳥取ループがTwitterで5月5日(水)の13時30分から『鳥取ループ講演会』をYouTubeで開催することを告知 ⇒鳥取地方法務局と情報共有し、全国的な問題として法務省に対応していただくよう鳥取地方法務局に再度依頼
4月28日	部落解放同盟鳥取県連から鳥取地方法務局に『鳥取ループ講演会』の中止の指導要請
5月5日	鳥取ループがYouTubeで『鳥取ループ講演会』をLive配信(13:30~15:30) ⇒県担当者がYouTube及びTwitterの管理者に当該動画の削除を要請 ⇒部落解放同盟による当日モニタリングの実施(中央本部から全国の支部に協力を依頼)
5月6日	県から鳥取地方法務局に動画の削除要請文書を提出

※現在も講演の録画が掲載されており、7月19日現在の閲覧数が28,714回

【参考】

鳥取ループ・示現舎について

1 鳥取ループ・示現舎

鳥取市出身で神奈川県座間市在住のMT氏が2005年11月19日にブログ「鳥取ループ」を開設。同氏は、同和問題に関する法律や制度、歴史等に精通しており、自らが運営するインターネットサイト上で、同和行政に批判的な立場で確信犯的に活動しており、2006年頃から、鳥取県をはじめ国や自治体に公文書開示請求や訴訟等をおこしているほか、インターネット上で差別を助長する様々な行為を行っている。「示現舎」はMT氏が代表を務める出版社。「神奈川県人権啓発センター」はMT氏が「部落探訪」等の活動の際に使用している団体名称。

2 「全国部落調査復刻版」事件

示現舎が戦前に作成された「全国部落調査」※1という資料に記載されている地名などを編集、活字化し、「復刻・全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題した書籍を出版しようとした事件。

2016年4月1日出版予定とし、2月からアマゾンで予約注文を開始した。(同年2月10日、アマゾンは当該書籍の掲載を削除)

部落解放同盟は「出版は差別を助長する悪質な行為」として横浜地裁に書籍の出版禁止の仮処分決定を申し立て、横浜地裁は2016年3月28日に出版禁止の仮処分を決定した。

また、示現舎が復刻版のデータをウェブサイトに公表したために、部落解放同盟は横浜地裁相模原支部に削除を申し立て、相模原支部は同年4月18日に削除を命じる仮処分を決定した。

しかし、示現舎がネットへの掲載を止めないことから、部落解放同盟は同年4月19日、示現舎とMT氏を相手取り、「全国部落調査」の一切の公表禁止を求める訴えを東京地裁に起こし、第1回口頭弁論が同年7月5日に開かれた。(現在、口頭弁論、証人尋問が終わり9月27日の判決を待つ状況)

※1 全国部落調査

財団法人中央融和事業協会が1935年に調査し、翌1936年に刊行された内部の調査報告書で、全国の部落所在地、部落名、戸数、人口、職業、生活程度等が記載されている。(1970年代に問題になった「部落地名総鑑」と同じく、部落差別を助長し、固定化する機能を有する。)

3 「部落探訪」(インターネット上に全国各地の被差別部落の写真・動画等を掲載)

鳥取ループは、YouTube上に神奈川県人権啓発センター名義で「部落探訪」として同和地区を撮影した動画を投稿しており、現時点(2021年7月21日)で231本の動画等が投稿されている。

これまでに鳥取県内の同和地区に係る掲載、投稿が6本あり、部落解放同盟鳥取県連合会から県に対し、情報提供と削除要請があった。当該記事は部落差別を助長し、悪質な人権侵害にあたるものとして、本県から鳥取地方法務局に対し削除依頼を行ったが、いずれも、現時点では削除されていない。

4 グーグルマイマップでの「鳥取県内の同和地区」の掲載

県内の同和対策事業で設置した施設(集会場等)の位置を県内市町の設置管理条例からリンクさせて貼り付け、「鳥取県内の同和地区」として掲示している。

平成21年9月11日、県民からの県人権局への電話により掲載を確認。県、鳥取地方法務局、部落解放同盟からグーグル社に削除要請を行ったが、現在も削除されていない。

インターネット上の人権問題について

1 本県の現状・課題

- ・本県では全国に先駆け制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正を行い、今年4月から、インターネット上の差別を含む全ての差別行為を禁止し、「差別のない真に人権が尊重される社会づくり」の一層の推進に努めている。
- ・一方、インターネットのGoogleマップに、「鳥取県内の同和地区施設（被差別部落）」と題して、県内の同和地区に関する施設の所在地を地図上に表示したものや、「【学術】部落研究」と冠して、鳥取県内の被差別部落を含む全国各地の被差別部落を撮影した動画（部落探訪）が動画共有サイトに掲載されており、これらについて、法務局、県、関係市町、部落解放同盟等が、プロバイダ等に削除要請を行ったが削除されていない。
- ・当県のネットモニタリングでは、不適切な書き込みについてプロバイダ等に対して削除要請を行っているが、削除されないものが多い。（令和2年度 削除要請470件 削除件数257件 削除率54.7%）

＜参考＞

<p>総務省</p> <p>本年4月にプロバイダ責任制限法の一部が改正され、インターネット上で誹謗中傷等を受けた被害者の迅速な救済に向け、匿名の発信者を特定しやすくする改正がなされたが、侵害情報の送信防止措置（削除等）を講じるか否かについては、依然としてプロバイダ等の判断に任せられている。</p> <p>※「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」及び当該モデル条項解説、ガイドライン等、業界の自主的な取組は評価できるが、強制力がない。</p> <p>＜送信防止措置の流れ＞</p> <pre> graph LR A[送信防止措置の申立] --> B[自主的削除の要否検討] B -- "※自主的削除の要否判断が困難" --> C[発信者への照会手続き] C -- "※反論がなければ7日以内に削除" --> D[削除要請を伝え自主的解決を促すことも可能] C -- "※配達記録郵便等で削除等の措置を講じて差し支えないか" --> E[削除要請を伝え自主的解決を促すことも可能] </pre>
<p>法務省</p> <p>「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」（平成30年12月27日付け法務省権調第123号）では、上記のような同和地区に関する識別情報の摘示は、「その行為が助長誘発目的であるか否かに関わらず、…原則として、削除要請等の措置の対象とすべきである。」とされている。また、「例えば、学術、研究等の正当な目的による場合であって、かつ、個別具体的な事情の下で、当該情報の摘示方法等に人権侵害のおそれが認めがたい場合や、社会通念上、当該情報を公表する合理的な理由が認められる場合等」においては、「例外的に削除要請等の措置を講じるのが相当でない場合も考えられないではない」とされている。</p>

2 国への要望

- 障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消に向けて、法律に基づき実効性のある対策を講じること。
- インターネットを利用した差別表現の流布等、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立すること。

（1）全国的な取組の推進

インターネット上の差別表現には、個人や地域をターゲットにした書き込みに加えて、広く不特定多数をターゲットにしたものが多く、また、これらの書き込みを閲覧する者は県内居住者に限らないことから、国が率先して当該書き込みの削除等に取り組むとともに、地方自治体の人材育成支援などを通じて人権啓発やネットサーベイランス等に統一的かつ効果的に取り組める体制の構築を求める。併せて、全国的に影響が大きく緊急的対応が求められる事案について地方自治体から要請があった場合は、地方法務局を通じた対応ではなく、直接本省で対応していただくための窓口の開設を求める。

（2）実効性のある人権救済制度の確立

プロバイダ責任制限法では、侵害情報の送信防止措置（削除等）を講じるか否かについては、プロバイダ等の判断に任されており、ガイドライン等が示されるにとどまっている。

インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案については、法務省の取扱いに従って、プロバイダ等が当該事案に係るインターネット上の侵害情報の送信防止措置（削除等）を講じなければならぬようプロバイダ責任制限法の改正等も含めた制度の確立を求める。

併せて、侵害情報の送信防止措置（削除等）の確実な実行に資するよう、法務省の依命通知にある「例外的に削除要請等の措置を講じるのが相当でない場合」について、より具体化・明確化することを求める。

【参考】

令和2年度 削除要請の成功事例について（同和問題関係）

2021.3.31現在
鳥取県人権局人権・同和対策課

1 モニタリング・削除要請の実施

- (1) 実施期間：令和2年5月1日から継続実施
- (2) 結果の記録：マニュアルにそって該当する書き込み（書き込み時期は問わない）について「書き込み記録シート」を作成した。
- ア 同和地区の情報（所在地、苗字等）の公開、問い合わせ又は教示に投稿
- イ 個人を特定して、本人の同意なく同和地区出身であることを公表する投稿
- ウ その他、同和地区や同和地区出身者への誹謗中傷や攻撃的な投稿等、重大な人権侵害に当たるもの等として削除要請を検討すべき投稿
- (3) 「書き込み記録シート」を作成したものについて全て削除要請を行った。

2 削除要請の結果

（単位：件）

区分	スレッドタイトル		レスポンス (書き込み)		合計	
	削除要請	削除済み	削除要請	削除済み	削除要請	削除済み
2ちゃんねる	37	37	33	16	70	53
5ちゃんねる	21	19	29	29	50	48
爆サイ（山陰版）	3	1	104	16	107	17
YouTube			4	0	4	0
Twitter			29	4	29	4
Yahoo!知恵袋			4	0	4	0
合計	61	57	203	65	264	122
内容別	ア	3	1	170	57	173
	イ	5	5	9	8	14
	ウ	53	51	24	0	77

※ Twitter の削除済み件数はアカウント凍結によるもの。

3 削除した書き込み

（1）2ちゃんねる（スレッドタイトル）

- ① 被差別部落地区（同和地区出身者）に住んでいる人間は生きていても迷惑だからぶつ殺そう 差別されて当然。さっさと死ね。
(<http://maguro.2ch.sc/test/read.cgi/poverty/1467986464/1>)
- ② エッタ四つ足部落民いらない
(<http://ikura.2ch.sc/test/read.cgi/entrance/1436439253/1>)

※ 「差別・蔑視削除専用スレッド」で削除要請

4. 投稿目的による削除対象 差別・蔑視の意図のある地域名等の書き込み

- ③ 前科者エタ部落民○○○
(<http://maguro.2ch.sc/test/read.cgi/comicnews/1483157871/1>)
- ④ 部落民○○○ちゃん
(<http://maguro.2ch.sc/test/read.cgi/youth/1479978606/1>)

※ 「差別・蔑視削除専用スレッド」で削除要請
4. 投稿目的による削除対象 人権問題板、政治思想板以外での差別発言

- ⑤ 【本陣】丸亀高卒 東灘部落民 ○○○○ 高松部落
(<http://awabi.2ch.sc/test/read.cgi/net/1416930332/1>)

※ 「net:ネットウォッチ [重要削除]」で削除要請
個人三種 住所・生年月日・出身校で個人を特定した上での誹謗中傷

(2) 2ちゃんねる (レス)

- ① スレッドタイトル：【鳥取】山陰被差別部落を考える【島根】
#19 鳥取市□□□□□
#31 □□□のどのあたり？
#61 □□□って雰囲気違うね
(<http://anago.2ch.sc/test/read.cgi/rights/1388929783/19+31+61>)
- ② スレッドタイトル：【時代の寵児】鳥取ループとは何者か
#641 鳥取市の代表的部落は□□□だそうだが。…
#865 #872 #875 #877 #887 #890 #898 鳥取市□□□字□□
#880 しかしながら、□□□□□あざ□□□□□という地名は、なんか、迫力が
ありませんか？
#882 鳥取市□□□旧□□□集落は穢多村だったと、これでもかと言うほど主張し
ました。…
#895 因幡のジビエロゴマーク等利用取扱要領（中略）○○商事（鳥取市□□□
代表：○○○○）…
(<http://anago.2ch.sc/test/read.cgi/rights/1376655760/641+865+872+875+877+880+882+887+890+895+898>)

※ 「差別・蔑視削除専用スレッド」で削除要請
4. 投稿目的による削除対象 差別・蔑視の意図のある地域名等の書き込み

- ③ スレッドタイトル：『人の世に熱』部落差別を許さない『人間に光』
#34 近大の○○○○氏は典型的な部落顔だね。
(<http://anago.2ch.sc/test/read.cgi/rights/1258544659/34>)

※ rights人権問題【重要削除】で削除要請
個人三種 所属で個人を特定した上での誹謗中傷

(3) 5ちゃんねる (スレッドタイトル)

- ① 被差別部落民（四足・ヨツ・同和）、穢多、非人は生きていても迷惑なだけだか
らぶっ殺そう 死ね
(<http://fox.5ch.net/test/read.cgi/poverty/1456843478/1>)

- ② 部落民、穢多、非人は生きてても迷惑なだけだからぶっ殺そう 非人に人権はないよ
(<http://fox.5ch.net/test/read.cgi/poverty/1397967654/1>)

③ 在日チョン・部落民・沖縄人・アイヌ人は死ね
(<http://tmp.5ch.net/test/read.cgi/sisou/1059935802/1>)

※ 「差別・蔑視削除専用スレッド」で削除要請

4. 投稿目的による削除対象 差別・蔑視の意図のある地域名等の書き込み

(4) 5ちゃんねる (レス)

- ## ① スレッドタイトル：【鳥取】山陰被差別部落を考える【島根】

#20 鳥取市□□□□□

#32 □□□のどのあたり？

#62 □□□って雰囲気違うね

(<http://potato.5ch.net/test/read.cgi/rights/1388929783/20+32+62>)

- ## ② スレッドタイトル：山陰の部落問題

#42 米子市の□□はどうですか。同和地区ですか。

#46 □ □

#206 鳥取の□□って部落？

#264 □□□□～が地区と見た目で解ればわかるんでない？

#308 □□、□□□□はBで有名だろ。なんせ□□□だから

#331 □□に聞け

#332 □□好きだなあ キライな人間でもいるのか？

(<https://tmp4.5ch.net/test/read.cgi/rights/1084873096/42+46+206+264+308+331+332>)

※ 「差別・蔑視削除専用スレッド」で削除要請

4 投稿目的による削除対象 差別・蔑視の言図のある地名等の書き込み

(5) 爆サイ (スレッドタイトル)

- ## ① 米子市の同和地区（米子市雑談）

※ 違法情報等対応連絡会が策定した「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」及び当該モデル条項解説には、禁止事項として「特定地域がいわゆる同和地区であることなどを示す情報をインターネットに流通させる行為」が示されています。当該スレッドはこれに該当します。

部落差別は日本国憲法で保障される平等権や平穏生活権等を侵害する行為であり、利用規約第3条（禁止事項 5. 権利侵害）に該当します。当該スレッドの削除をお願いします。

(6) 爆サイ (レス)

- ## ① スレッドタイトル：同和部落民について語るスレ（鳥取市雑談）

#195 □□□□△△△△ ○○○○○○の実家

#231 □□□□の一つは、○○○○○○の実家

※ 個人が特定され、スレッドタイトルと合わせて同和地区出身者であることも晒されています。利用規約第3条（禁止事項 5. プライバシー侵害、6. 本名、住所記載）に該当します。

また、部落差別は日本国憲法で保障される平等権や平穏生活権等を侵害する行為であり、利用規約第3条（禁止事項 5. 権利侵害）に該当します。当該レスの削除をお願いします。

※ 違法情報等対応連絡会が策定した「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」及び当該モデル条項解説には、禁止事項として「特定地域がいわゆる同和地区であることなどを示す情報をインターネットに流通させる行為」が示されています。当該レスはこれに該当します。

部落差別は日本国憲法で保障される平等権や平穏生活権等を侵害する行為であり、利用規約第3条（禁止事項 5. 権利侵害）に該当します。当該レスの削除をお願いします。

(7) Twitter

- ① 日本最高安全居住区
鳥取県鳥取市□□ エタ地区
鳥取県八頭郡郡家 ○○○○居住地周辺
 - ② 鳥取市 □□□ えた部落
非人でなくて良かった
 - ③ 全国・朝鮮部落一覧表 wdic.org/w/POL/%E6%9C%9… 全国・部落地名 PDF
file.tottoriloop.miya.be/date/H22-9-15%… @takataka_land 朝鮮人や朝鮮学校
 - ④ 全国・部落地名一覧表 PDF 版
<http://file.tottoriloop.miya.be/date/H22-9-15%E8%…>

※ ①と②は同一人物による投稿。
③と④は同一人物による投稿。

個別のツイートの報告とアカウントの報告を行っていたもので、いずれもアカウント凍結による。

令和2年度 削除要請の成功事例について（新型コロナ関係）

2021. 3. 31 現在
鳥取県人権局人権・同和対策課

爆サイ（山陰版）

区分	削除要請	削除済み
スレッド	1	0
レス	75	21
計	76	21

(内訳)

区分	削除要請	削除済み
氏名の書き込み	4	4
URLの書き込み	13	10
誹謗中傷・攻撃的	14	6
苗字の書き込み	45	1
計	76	21

1 氏名の書き込み

- ○○○○って人なの？
 - ○○○○

〈削除理由〉

当該レスには新型コロナ感染者の氏名が晒されています。

利用規約第3条（禁止事項）（1）6に該当しますので削除をお願いします。

2 URL の書き込み

- ・ 絵本放送局 #1 うっちー先生と語る絵本の魅力！
www.youtube.com/watch?v=IbidkPdEdFI
 - ・ www.niya.go.jp/services/plan/ehon/irai.html この絵本専門士、○○さんですかね？

〈削除理由〉

当該レスにはbakusai.com ドメイン以外のURLが書き込まれています。

利用規約第3条（禁止事項）（1）1に該当しますので削除をお願いします。

3 訹謗中傷・攻撃的書き込み

- ・ 生きているのすごく辛そう。自業自得な人生だね。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽になれ。楽に。
 - ・ 死ねは確かに言い過ぎかな でも死ねしかないよな 死ね死ね死ね死ね死ね！

〈削除理由〉

当該レスは新型コロナ感染者に対する大変厳しい攻撃的な書き込みで、日本国憲法から派生する「平穏生活権」などの侵害に当たります。また利用規約第3条（禁止事項）（1）11の「自殺への誘引等」にも該当しますので削除をお願いします。

令和2年度 削除要請の成功事例について（その他）

2021.3.31現在
鳥取県人権局人権・同和対策課

1 削除要請の結果

(単位：件)

区分	スレッドタイトル		レスポンス (書き込み)		合計	
	削除要請	削除済み	削除要請	削除済み	削除要請	削除済み
2ちゃんねる	0	0	0	0	0	0
5ちゃんねる	1	1	0	0	1	1
爆サイ（山陰版）	5	0	124	113	129	113
YouTube			0	0	0	0
Twitter			0	0	0	0
Yahoo!知恵袋			0	0	0	0
合計	6	1	124	113	130	114

爆サイ（山陰版）

区分	削除要請	削除済み
スレッド	5	0
レス	124	113
計	129	113

(内訳)

区分	削除要請	削除済み
氏名・TEL書き込み	123	112
bakusai以外のURL	1	1
誹謗中傷・攻撃的	4	0
出会いを求める書き込み	1	0
計	129	113

2 削除した書き込み

(1) 5ちゃんねる（スレッドタイトル）

① 糞朝鮮人死ね！

(<https://lavender.5ch.net/test/read.cgi/classical/1568291567/1>)

※ 「差別・蔑視削除専用スレッド」で削除要請

4. 投稿目的による削除対象 人権問題板、政治思想板以外での差別発言

(2) 爆サイ（レス）

ア 氏名・TEL書き込み

① スレッドタイトル：溝口 ヤリマン

12 ○○○○ 中3？ コイツは痛い（漢字で氏名を記載）

26 ○○○○○○○○○○（平仮名で氏名を記載）

② スレッドタイトル：溝口のヤリマン

6 ○○○○○○○○だな（平仮名で氏名を記載）

12 ○○○○○ 何高？（漢字で氏、平仮名で名を記載）

23 ○○○○○ ヤリマンです。（漢字で氏名を記載）

28 ○○○○○ ヤリマンです。（漢字で氏名を記載）

- ③ スレッドタイトル：伯耆町のウザイ奴！
#10 ○○○○ (平仮名で名を記載)
#11 ○○ (漢字で氏を記載)
#12○○●○○○ってかなりいろんな男と遊んでるよな
俺もこの前遊んだわ (一部伏字で氏名を記載 上記2件と同一人物)
- ④ スレッドタイトル：日南ヤリマン
#85 0906831xxxx 鳥取市のやらしてくれる奥様 (携帯番号を記載)
- ⑤ スレッドタイトル：鳥取県東部のヤリマン 16歳～20歳
#13 ○○○○○○ (平仮名で氏名を記載)
#15 ○○○○○○○ (平仮名で氏名を記載)
#63 ○○○○○ (平仮名で氏名を記載)
- ⑥ スレッドタイトル：智頭のヤリマン
#429 あいかわらず、君も頑張ってますね！
Sの相手は私こと○○○○○○○○○がお相手しましょう
ヤリマンにはヤリチンで対抗するのが一番ですからね
はい、ご苦労様！ (片仮名で氏名を記載)
#479 ○○○○○○○ちゃん。一回だけ中出しした (平仮名で氏名を記載)
- ⑦ スレッドタイトル：岩美のヤリマン
#287 ○○○○○○○ (平仮名で氏名を記載)
#289 個人名だすな！○○○○○○○ちゃんはやりまんか？
今、なにしとる。 (平仮名で氏名を記載)
#298 ○○○○○○○は、何処に！ (平仮名で氏名を記載)
- ⑧ スレッドタイトル：鳥取市内のヤリマン女⑤
#527 ○○○○を知りませんか？ (漢字で氏、平仮名で名を記載)
#616 ○○○○はまだ河原住み？ (漢字で氏、平仮名で名を記載)
#863 ○○○○さんを知りませんか？ (漢字で氏、平仮名で名を記載)
#992 宝木の○○○○は健在なのか？ (漢字で氏名を記載)
- ⑨ スレッドタイトル：鳥取のヤリチン
#180 ○○○○○いい風にいうやつ初めて見た
嫌われてここまで叩かれてるんだけえそうゆう行動してるって事だろ
(漢字で氏、平仮名で名を記載)
#186 ○○○○○とか糞だろ (漢字で氏、平仮名で名を記載)

＜削除理由＞

当該レスには実在する個人の氏名が記載されています。
利用規約第3条（禁止事項）（1）6 「本名等の記載」に該当しますので削除をお願いします。

イ 氏名を書き込んだうえで誹謗中傷・攻撃的書き込み

⑩ スレッドタイトル：精神障害者の一般就労

#146 津ノ井の〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇〇

こいつらサイコパスだな。大爆笑

#147 特に〇〇〇〇

こいつ、バックドロップで殺害してやりたい！

#151 本当に必要性あるとみなされる精神障害者を社会に出してもらいたいものだな。

精神障害者の振りして、不正している奴はマジで死んでいいわ。笑

〇〇〇〇、お前もな。大爆笑

<削除理由>

障害者の実名を晒した上で侮辱的で攻撃的な書き込みです。

利用規約第3条（禁止事項）（1）5 「他人の名誉、社会的信用を侵害する行為」

及び（1）6 「本名の記載」に該当しますので削除をお願いします。

差別事象検討小委員会に報告された部落差別事象の件数

年 度	件 数	差 別 事 象 の 内 容						
		結 婚	就 職	発 言	落 書	投 書	その 他	(その他の内容)
H12	26			14	10	1	1	・ホームページへの差別文書（電子メール）
H13	14			9	4	1		
H14	24			5	15	2	2	・電話での地区の問い合わせ
H15	26			14	10		2	・電話での不動産取引についての問い合わせ
H16	16			3	11		2	・ホームページの差別文書（電子メール） ・電話での地区の問い合わせ
H17	18				15	1	2	・電話での地区出身の問い合わせ ・感想文
H18	5			1	4			
H19	14			1	6	1	6	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・同和地区を差別し個人を誹謗する差別文書の配布（3件） ・差別張り紙
H20	7				6		1	・土地売買に関する地区の問い合わせ
H21	4			1	3			
H22	11			3	4	1	3	・電話による地区の問い合わせ（3件）
H23	7			2	2		3	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・差別文書の送付（1件）
H24	9			5	3		1	・差別文書の送付
H25	4			1	2		1	・人権侵害記載封筒の投棄（1件）
H26	3			1	1		1	・電話による地区の問い合わせ
H27	2						2	・電話による地区の問い合わせ（2件）
H28	4			1	2		1	・電話による地区の問い合わせ
H29	6			2	1		3	・土地売買に関する地区の問い合わせ ・行政ホームページ意見フォームへの書き込み（2件）
H30	2						2	・電話による差別発言 ・ホームページ意見フォームへの書き込み
R1	2			1			1	・電話による地区の問い合わせ
R2	6			1	1		4	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・電話による地区に関する発言（2件）
	1			1				※今回報告分
総 計	211	0	0	66	100	7	38	

（注）この資料は、市町村が把握し、県に報告があったものであり、県内で発生した全ての差別事象を記載したものではない。